

別の方法は市ホームページから「家庭ごみの分別一覧表」や「クリーンガイドブック」をご覧ください。



可燃ごみ、不燃ごみ、資源物(びん類、缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類)粗大ごみ ※それぞれ分別して搬入してください。

搬入できるもの

受け入れ日・時間 月・金曜日(祝日を除く) 午前8時45分～11時30分、午後1時～4時30分 ※搬入時に受付書の記入と本人確認書類(運転免許証など)の提示が必要。

自己搬入先(地区指定あり)

あぶくまクリーンセンター(渡利字梅ノ木畑1-1) 中央東(丁R東北本線東側区域および南町)、渡利、杉妻、蓬萊、東部、北信、立子山、飯坂、松川、飯野

あらかわクリーンセンター(仁井田字北原1-1) 中央西(丁R東北本線西側区域)、清水、信陵、吉井田、西、土湯温泉町、信夫、吾妻

問/ごみ減量推進課 525-3744

引越しなどで一時的に出る多量の家庭ごみは、クリーンセンターへ自己搬入できます。3月下旬から4月上旬は大変混み合い、搬入まで時間がかかる場合があります。ごみが少量の場合は集積所へ出してください。

問/ごみ減量推進課 525-3744

多量の家庭ごみは直接クリーンセンターへ

その不要品まだ使えますか？

不要品をごみとして処分せずに、必要としている人とのマッチングを行い、リユースできるサービスがあります。

誰かに売りたい・譲りたい方

不要品を撮影して投稿。個人間のやりとりで、必要とする人に譲渡、もしくは売却できるサービス



買い取りを希望の方

売りたい不要品の情報を登録するだけで複数のリユースショップに査定依頼ができるサービス



家電リサイクル法対象品の処分

冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫・衣類乾燥機・エアコン・テレビは、市では処分できません。処分は次のいずれかの方法をお願いします。

- 販売店に処理を依頼
●家電リサイクル券を購入し下記の事業者へ搬入

指定引き取り事業者

豊富産業(有)(鎌田字樋口3-2) 553-3714

受け入れ時間

月～土曜日(祝日を除く) 午前8時30分～正午 午後1時～4時30分

Table with 3 columns: 対象品目, 注意事項, and categories (使用済小型家電, 古着, 古紙).

※対象品目の詳細はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
※回収した使用済小型家電・古紙は適切に処理し、リサイクルします。
古着は中古衣料として海外などでリユースされます。
※天候によって、全部中止または使用済小型家電のみ回収となる場合があります。



ごみ減量を目的に臨時に回収します。
問/ごみ減量推進課 525-3744
とき/3月18日(土) 午前9～11時
ところ/市役所北側駐車場(裁判所東側)

不要な小型家電・古着・古紙はありませんか？

おすすめ！ 引越し手続きの臨時窓口を開設します

毎年この時期は平日昼間の窓口が大変混雑します。混雑の緩和、また感染症などの対策のため、臨時窓口をぜひご利用ください。

窓口の混雑状況をリアルタイムでチェック ▶▶▶



問/市民課 525-3732

場所/市役所1階 市民課総合窓口および西口行政サービスコーナー

日時

Calendar table showing temporary window hours for March and April.

～臨時窓口開設期間中の取り扱い業務～

Table of services handled at the temporary window, categorized by office type.

○…対応可能です。
△…手続きの内容によっては、後日担当課か支所で別途手続きが必要です。
※…7～10の手続きを伴わない[住所変更]に対応可能です。
×…対応できません。市民課総合窓口で手続きをお願いします。



ご利用ください！ 来庁不要な手続き

◆転出届

①引越しワンストップサービス*



②郵送



◆住民票などの郵便請求



◆証明書のコンビニ交付サービス*



*マイナンバーカードをお持ちの方のみ

手続きが必要な主な事例

- ①市外へ転出する。
②知人へ譲渡した。または、知人から譲り受けた。
③ナンバープレートを紛失した。または、盗難に遭った。
④課税されている方が亡くなった。

登録・廃車・変更などの問い合わせ・届け出窓口一覧

Table of contact information for vehicle registration, scrapping, and modification.

令和5年度軽自動車税納税通知書は、5月中旬発送予定です。
3月中旬から下旬は各窓口が大変混雑します。余裕を持ったお手続きをお願いします。

原動機付自転車、軽四輪自動車、農機具などに課税される軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者(ローンで購入した場合は使用者)に対して課税します。月割課税や減額はありませんが、左記の事由が生じた場合は、各窓口で忘れずに手続きをしてください。

軽自動車税(種別割)が課税されます！ 廃車手続きは3月31日までに